八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等についてはで消しています。

令和元年7月22日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時:令和元年7月22日(月) 15:30~17:00

2.場 所:八丈町役場大会議室

3.農業委員出席:14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼博之	"	7	菊池 家司
委員	1	磯崎正	"	8	大澤 正雄
"	2	伊勢崎武二	"	9	菊池 勝男
"	3	菊池 國仁	"	10	奥山 完己
"	4	菊池 寛	"	1 1	青木 保憲
"	5	磯崎典雄	"	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席:0名

5. 農地利用最適化推進委員出席: 7名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
"	2	加藤 純生	"	6	浅沼 孝教
"	3	笹本守彦	"	7	奥山 利平
"	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席:0名

7. 会議録署名委員の指名: 9番 菊池 勝男委員、10番 奥山 完己委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 5) 報告第3号 前回総会の経過
- 6) その他 1 農地中間管理事業説明(東京都農業会議)
 - その他 2八丈町の新規就農について
 - その他 3 農業業務焼却の今後の方向性について

- 9.出席事務局職員:事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 浅沼 利光 事務局 廣瀬 悠志、事務局 大宮 晴香
- 10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者:4名
 - 4) 八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
 - 5) 八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行
 - 6) 島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴
 - 7) 島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人:0名

[会議内容]

- 議長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員ですが9番委員・10番委員お願いします。次に会長活動報告を行います。
- 会長 会長活動報告
- 議長 次に事務局長活動報告をお願いします。
- 事務局長 <事務局長活動報告>
 - 議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集
 積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明願います。
 - |議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 事務局 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意 見を求める。令和元年7月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝 番号1案件につきましては複数筆の案件となりますので、各筆平米数まで読み上げた後、権利 種別等読み上げて参ります。農地の所在 大字 番1 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積 1,047.00平方メートル 農地の所在 大字 番 登記 畑現況 畑 農振区分 農用内 面積1,143.00平方メートル 合計筆数2筆となり合計面積は 2,190.00平方メートルとなります。内容といたしましては 新規 での設定取扱 いとなります。利用権を設定する者(被相続人) 相続人代表 利用権設定を受ける者 利用目的はレザーファンとの計画です。 設定期間は令和元年8月1日から10年間の設定ですので満了日は令和11年7月31日と なります。年間賃借料は無償となっております。
 - 番号2農地の所在大字 番1 登記畑 現況畑 農振区分 農用内 面積

430.00方メートル 合計筆数1筆となり合計面積は430.00平方メートルとなりま す。内容といたしましては 更新 での設定取扱いとなります。 利用権を設定する者(被相続人)相続人代表 利用権設定を 受ける者 利用目的は 鉢物 との計画です。 設定期間は令和元年8月1日から2年間の設定ですので満了日は令和3年7月31日となりま す。年間賃借料は30,000円/年となっております。

番号3農地の所在 大字 番1 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積 9,878.00平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は9,878.00平方メートル となります。内容といたしましては 新規 での設定取扱いとなります。 利用権を設定する者 利用権設定を受ける者 利用目的は"ロベレニ

(露地)との計画です。

設定期間は令和元年8月1日から10年間の設定ですので満了日は令和11年7月31日となります。年間賃借料は 無償 となっております。

続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

総会資料にあるように、(被相続人) 相続人代表 となっております。
 土地の持ち分は10分の10全て となっています。94歳と高齢のため、
 今後使用しないとのことです。譲受人の さんについては、7月18日に行われた
 担い手協議会にて、新規認定就農者と認められ150日以上の農業従事要件・及び下限面積に
 ついては1アールを超えますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていきたいとのことです。

番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

番号2の譲受人、 さんにつきましては、既に長く農業に従事されている方であり、 全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。 氏がご自身も高齢で2年で返却したいとの意向で、2年間での設定となっています。

番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号3農地の対象地域広域図をご覧くださ

L١。

【番号3申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

最後に許可要件について説明します。番号3農地の譲受人につきましては、現在認定農業者と してフェニックス・ロベレニーを中心とした農業を営んでおられます。今回利用権設定予定の 農地につきましても整地後フェニックス・ロベレニーを定植するとのことです。

150日以上の農業従事要件・及び下限面積については1アールを超えますので問題ありません。 最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていきたいとのことです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

- 議長 説明が終わりました。それではそれぞれの農地につきまして、推進委員と農業委員から補足
 説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1・2 農地に関し
 まして、地区推進委員3番から意見を伺いたいと思います。3番推進委員お願いします。
- 推進委員3番 1番農地の譲受人 さんは今回申請のあった農地で施設を建てレザーファンを栽培す る予定とのことで現在おじさんの元で栽培技術を習得中です。2番につきましては長く農業 を営んでいる方なので問題無いと思います。1番・2番とも問題無いと考えますので、是非 許可いただけるようよろしくお願いいたします。
 - 議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います1番委員お願いします。
- 農業委員1番 さんは現在施設に入居されているとのことでご自身では耕作出来ない状況です。
 その土地を今回新規認定就農者の さん、及び現在もこの農地をきれいに使用して
 いる さんが使用することは大変良い事だと思いますのよろしくお願いいたします。
 - 議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
 …無いようでしたら議案第1号1番・2番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

- 議長 異議なしと認め、議案第1号1番・2番については承認することに決しました。
- 議長 それでは続きまして、番号3農地に関しまして審議したいと思いますが、会場に当事者がいるため一時退室を願います。(退出後)それでは地区推進委員4番から意見を伺いたいと思います。4番推進委員お願いします。

推進委員4番 現地確認を行ったところきれいにロベが植えられており、 さんについても現在認定

農業者として頑張っているとのことなので、是非許可いただけるようよろしくお願いいた します。

- 議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います8番委員お願いします。
- 農業委員8番 さんは現在 さんの元で農業の勉強をしており、今後は独立して口べの栽 培を行っていきたいとのことです。大変良い事だと思いますのでよろしくお願いいたしま す。
 - 議長 補足説明が終わりました。ほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。…無いようでしたら議案第1号3番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

- 議長 異議なしと認め、議案第1号3番については承認することに決しました。
- 議長 それでは続きまして。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。
令和元年7月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝番号1農地の所在大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積1,777.00平方メートル 合計筆数1筆となり 合計面積は1,777.00平方メートルとなります。
所有権を移転する者 所有権の移転を受ける者利用目的はアシタバ(露地) 耕作として 売買価格は1,050,000円移転時期は令和元年9月25日支払方法は現金払いとして相手方口座へ一括振り込む契約となっております。その支払期限は令和元年9月25日となっております。

...続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

最後に許可要件について説明します。番号1農地の譲渡人につきましては、島外に居住して

いるため今後農地として利用しないため譲渡すことにしたとのことです。番号1農地の譲受 人につきましては、日本での永住権を取得し、認定農業者として現在アシタバを中心とした 農業を営んでおられます。今回所有権移転予定の農地につきましては、利用権設定を行って いた農地を買い取る形となり、引き続きアシタバの栽培を行いたいとのことです。 150日以上の農業従事要件・及び下限面積については1アールを超えますので問題ありま せん。 最後の地域との調和に関しましても、今後も引き続き周囲に調和した農業を行って いきたいとのことです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

- 議長 説明が終わりました。それでは推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とと もに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、地区推進委員2番から意見 を伺いたいと思います。2番推進委員お願いします。
- 推進委員4番 現地確認を行ったところきれいにアシタバが植えられており、問題ないと思いますので、是 非許可いただけるようよろしくお願いいたします。
 - 議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います3番委員お願いします。
- 農業委員8番 現地を見させてもらったのですが、きれいに管理され又アシタバ部会会長に聞いたところ 使用されている方はとても頑張っているとのことでしたので、よろしくお願いいたします。
 - 議長 補足説明が終わりました。ほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。…無いようでしたら議案第2号1番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

- 議長 異議なしと認め、議案第2号1番については承認することに決しました。
- 議長 それでは続きまして、報告第3号前回総会の経過についてですがこの件につきましては、 皆さん目を通していただければと思います。
- 議長 それでは最後に次回総会日程ですが、8月26日(月)午前9時00分から行います。 本日の議案について全て終了したため閉会とします。